第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第四十二条第一項中「圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における」及び「水深十メートル以上の場所における」を削る。

第四十四条第二項中「つど」を「都度」に、「記録しておかなければならない」を「記録した書類を作成し、これを五年間保存しなければならない」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則の一部改正）

3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二十号の二及び第二十二号中「気閘室」を「気こう室」に改める。

第六百四十条第一項第二号中「第一条第三号」を「第一条の二第四号」に、「同条第四号の気閘室」を「同条第五号の気こう室」に改める。